

## 非正規労働者にしわ寄せ 派遣切りや雇止め増加

新型コロナウイルスにより仕事を失う非正規社員やパートが増えていることが、全国コミュニティ・ユニオン連合会（全国ユニオン）に寄せられる相談で明らかになった。5月19日に日本記者クラブ主催の記者会見で非正規労働者の現状を詳しく紹介した全国ユニオンの鈴木剛会長らは、労働者派遣法改正などにより派遣労働者の待遇改善が進んだと言われているが、むしろ派遣社員など非正規労働者に解雇や雇止めなど新型コロナによるしわ寄せが集中している、と政府や経営者に早急な対応を求めた。



### ビデオ会議を利用した記者会見で新型コロナによる非正規労働者への影響について語る鈴木剛全国ユニオン会長

全国ユニオンは、1980年代に発展してきたコミュニティ・ユニオン運動を母体に2002年に結成された。コミュニティ・ユニオン運動は非正規の女性労働者たちが中心になって始まった。移住外国人労働者や管理職なども含め誰でも一人で加入できる組織として、労働者の権利獲得のためにさまざまな活動をしている。全国ユニオンは全国11のコミュニティ・ユニオンの連合組織で、日本労働組合総連合会（連合）にも加盟している。

記者会見はビデオ会議システムを利用して行われた。全国ユニオンの鈴木会長、関口達矢事務局長と全国ユニオンの加盟団体である派遣ユニオンの関根秀一郎書記長、三重一般労働組合（ユニオンみえ）の広岡法浄委員長、遠藤カルロス健二副委員長、神部紅書記長が、東京の日本記者クラブと三重県のユニオンみえ事務所から参加した。

新型コロナウイルス対策として、解雇や雇止め、休業を強いられている労働者に対する金銭的支援は政府も重視している。安倍晋三首相は5月14日の記者会見で、雇用調整助成金の上限を引き上げ、事業主ではなく雇用されている本人が直接申請し、助成額を受け取れる新たな制度を創設する考えを明らかにした。鈴木全国ユニオン会長は、この対応を評価する一方、支給を急ぐことに加え雇用調整助成金の対象にならないフリーランスのような人々への支援も求めた。

雇用調整助成金は事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業要請した従業員に払う休業手当に要した費用を政府が助成する制度。新型コロナウイルス対策として派遣労働者にも適用されることになった。しかし、関根秀一郎派遣ユニオン書記長は、雇用調整助成金どころか派遣先の都合で解雇されても契約の残り期間分の補償も得られない派遣労働者が増えている実態を明らかにした。特にホテル、観光関係でこうした目に遭っている人たちが多く。さらに正社員は在宅勤務が認められても、派遣社員にはパソコンが支給されず出勤を強いられているケースが多いことも明らかにした。労働派遣法の改正で派遣労働者の労働条件は改善されたと言われている。しかし、関根氏は、新型コロナウイルス発生以前からむしろ不安定な派遣労働者は増えており、新型コロナウイルス感染といった事態になると真っ先に切られるのが派遣労働者、という状況が生じていると指摘した。



関根秀一郎派遣ユニオン書記長

10年前のリーマンショックでは、ブラジルなど南米から移住していた日系外国人の解雇

が問題になった。今回も同様な事態が起きていることを「ユニオンみえ」の広岡法浄委員長らが、詳しく紹介した。3月に「ユニオンみえ」が支援活動を始めたケースは、派遣会社から2月28日に3月末で雇止めを通告された日系外国人女性。派遣先の生産計画が大幅減産を余儀なくされたことと派遣先との契約期間満了を理由としている。しかし、本人、「ユニオンみえ」は本人の妊娠が理由とみている。

このほか、雇止めにする際、通知書を本人に書かせる例、さらに派遣切りをする際に、十分な説明をせず、日本語をローマ字化した書類に署名させるなどの具体例が紹介された。いずれもポルトガル語やスペイン語が母語で日本語がよく理解できない移住外国人の派遣労働者に対する派遣会社の対応だ。「ユニオンみえ」の遠藤カルロス健二副委員長は「外国人労働者は会社のいうこと簡単に信じてしま」と、こうしたケースが多い背景を説明した。「3月になって寄せられる相談が増えた」と神部紅書記長は言っている。広岡委員長も「外国人の失業者はこれからさらに増えていくだろう」と語った。



「ユニオンみえ」の広岡法浄委員長（中）、遠藤カルロス健二副委員長（左）、神部紅書記長（右）

帝国データバンクによると、5月19日午後5時の時点で、新型コロナウイルスの影響で倒産に追い込まれた企業は39都道府県160に上る。2月と3月には合わせて28社だったが4月になって急増した。しかし、全国ユニオンの「同一労働同一賃金ホットライン集計結果」では、新型コロナ関連で相談を寄せた派遣社員やパートなどは3月7、8日の時点で

75人、3月23日の時点では101人に上る。倒産企業が急増する4月以前から弱い立場の労働者がいち早く苦しい状況に追い込まれていたことを示している。

3月23日の「同一労働同一賃金ホットライン集計結果」によると、最も多い相談は休業に関するもので、解雇や雇止めに関する相談も1割程度あった。「離婚して昨年11月から働いている。やっと慣れてきたが、雇止めを通告され、寮も出るように言われ困っている」（ホテル勤務の派遣女性社員）、「2月から3カ月の契約で働いていたが、新型コロナの影響で仕事なくなった。休業手当も解雇予告手当の支払いもない。関東に行けば仕事があるので自腹で行くように言われたが交通費が出せない」（派遣男性社員）、「派遣先で感染を疑われる人が発生し、休業になったが補償がない」（派遣男性社員）、「休学になった子どもをみてもらっていた父が体調不良。休職することになったが、無給だといわれた」（派遣女性社員）、「倉庫内で梱包作業をしている。3月5～16日まで休業になったが、休業手当が支給されない」（派遣女性社員）など悲痛な声も多い。

全国ユニオンは4月23日、加藤勝信厚生労働相あてに出した緊急要請書の中で、「受注新型コロナによる受注の減少」だけでなく、次のような理由による解雇・雇止め、派遣切りも同様に労働契約法違反であることを周知徹底するよう求めている。

「本人や家族、近親者が新型コロナに感染した疑いがあることや濃厚接触者である」、「学校や保育所などが休校したため休業を求めた」、「本人や家族に基礎疾患がある、あるいは老親・年少者の介護・支援のため休業を求めた」、「休業中の補償や労働条件について説明を求めた」。

日文 小岩井忠道（JST 客観日本編集部）

#### 関連サイト

全国ユニオンホームページ

<https://www.zenkoku-u.jp/index.html>

ユニオンみえホームページ

<http://union-mie.c.ooco.jp/>

帝国データバンク「新型コロナ関連倒産」

<https://www.tdb.co.jp/tosan/covid19/index.html>